

平成30年度

愛知県公立高等学校
入学者選抜実施要項

愛知県教育委員会
名古屋市教育委員会
豊橋市教育委員会

目 次

平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施要項

全 日 制 課 程	
I 一般選抜及び推薦選抜	1
第1 募 集 人 員	1
第2 一般選抜への出願	1
第3 推薦選抜への出願	6
第4 調 査 書 等	8
第5 学 力 検 査	9
第6 面 接	11
第7 特 別 検 査	12
第8 入 学 者 の 選 抜	14
第9 障害、病気及び事故にかかる特別措置	19
第10 入学志願者数等の報告	20
II 特 別 選 抜	22
第1 海外帰国生徒にかかる入学者選抜	22
第2 外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜	26
第3 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜	29
III 第 2 次 選 抜	31
IV そ の 他	35
定 時 制 課 程	37
通 信 制 課 程	44
各 種 様 式	47
別 記	
1 学校教育法施行規則 第95条	84
2 愛知県公立高等学校の通学区域並びに群及びグループ分けについて	85
3 面接及び特別検査について	87
4 一般選抜における校内順位の決定方式について	89
5 コースを設置する高等学校・学科について	91
6 「恵まれない環境」に該当する事由及び証する書類	92
7 定時制課程及び通信制課程の入学検査について	93
8 県外の高等学校に進学を希望する者の出願証明書の交付について	94
9 愛知県公立高等学校入学者選抜時に「東海地震に関連する情報」が発表された場合及び「警戒宣言」が発令された場合の措置について	96
10 平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜実施日程	99

全 日 制 課 程

全日制課程の全ての高等学校・学科において、一般選抜及び推薦選抜（Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜 参照）を実施する。

また、一部の高等学校・学科において、特別選抜（Ⅱ 特別選抜 参照）を実施する。

なお、合格者が募集人員に満たない高等学校・学科においては、第2次選抜（Ⅲ 第2次選抜 参照）を実施する。

I 一般選抜及び推薦選抜

第1 募集人員

各高等学校の学科ごとの募集人員（特別選抜を含む。）は、別途通知する。

第2 一般選抜への出願

1 出願資格

各高等学校・学科の一般選抜に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)に該当する者とする。

(1) 中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者（以下「中学校卒業生」という。）

(2) 平成30年3月に中学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者（以下「中学校卒業見込者」という。）

(3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者（別記1参照）

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、平成30年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

(4) 原則として保護者とともに県内に住所を有する者

2 出願についての制限

入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」及び「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記2参照）並びに次の(1)から(4)までにより、1校1学科又は2校2学科へ出願することができる。

(1) A・Bグループのいずれか一方、又は双方の高等学校へ出願することができる。

ただし、異なった群に属する普通科の2校へは出願することができない。

(2) 同じグループの二つの高等学校へ出願した場合は、第2志望校への出願が無効となる。

また、異なった群に属する普通科の2校へ出願した場合も、第2志望校への出願が無効となる。

(3) 1校へ出願する場合は、出願する高等学校を第1志望校とし、出願は第1志望校用の

「入学願書」(別記様式1)により行う。第2志望校のみの出願は認めない。

- (4) 2校へ出願する場合は、一方を第1志望校とし、他方を第2志望校とする。第1志望校が重複した場合は、いずれか一方の出願が無効となり、第2志望校が重複した場合は、いずれの出願も無効となる。

3 入学志願者の取るべき手続き

- (1) 中学校卒業生及び中学校卒業見込者(以下「中学校出身者」という。)の取るべき手続き

入学志願者は、次の書類を、出願する高等学校1校につき1通、卒業若しくは卒業見込みの中学校の校長又は前期課程修了若しくは前期課程修了見込みの中等教育学校の校長(以下「出身中学校長」という。)に提出する。

ア 「入学願書」(別記様式1)

普通科への入学を志願する者のうち、次の(ア)又は(イ)に該当する者は、それぞれに示す書類を「入学願書」に添付する。

- (ア) 本人と保護者の現住所が異なり、かつ、両者の現住所の所属する学区が異なる者

- ・ 市区町村長の発行する本人の居住を証明するもの
- ・ 出身中学校長の発行する両者の現住所の異なる理由の証明書(適宜の様式)

- (イ) 一家転住等の余儀ない事情のために学区外の高等学校への入学を志願する者

- ・ 一家転住等の事情を証明するに足る確実な証明書
- ・ 出身中学校長の発行する学区外の高等学校への入学を志願する理由の証明書(適宜の様式)

イ 音楽科の特別検査に関する書類

- (ア) 専攻別演奏曲目個票

- (イ) 任意の独唱曲の伴奏用楽譜(声楽専攻志望者のみ)

音楽科への入学を志願する者のみ提出する。

なお、様式は、当該高等学校長が定める特別検査の実施要項による。

ウ スポーツ科学科の特別検査に関する書類

選択希望種目個票

スポーツ科学科への入学を志願する者のみ提出する。

なお、様式は、当該高等学校長が定める特別検査の実施要項による。

エ 自己申告書(後掲5(1)参照)

該当する入学志願者のうち、希望する者のみ提出する。

ただし、後掲5(2)に示す長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を申請する者は、「自己申告書A」を必ず提出する。

オ 「長期欠席者等にかかる選抜申請書」(別記様式24)

後掲5(2)に示す長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を申請する者のみ提出する。

(2) 中学校出身者以外の入学志願者の取るべき手続き

志願先の高等学校長に直接申し出て、その指示する手続きを取る。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号、第3号、第5号に該当する者（別記1参照）は、愛知県教育委員会教育長が発行する「愛知県公立高等学校入学者選抜にかかる出願資格確認書」（以下「出願資格確認書」という。）を「入学願書」に添えて、志願先の高等学校長に提出する。「出願資格確認書」の交付については、出願締切日までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長の指示する手続きを取る。

4 出身中学校長の取るべき手続き

(1) 出身中学校長は、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

ア 入学志願者から提出された「入学願書」（別記様式1）等の出願に必要な書類

「入学願書」は、コピーを取ってこれを保管した上で、第1志望校用と第2志望校用を切り離すこと。

イ 「調査書」（別記様式6、第4の1参照）

ウ 「スポーツ庁制定新体力テスト記録」（平成29年度実施のもの）（別記様式15）

スポーツ科学科への入学を志願する者のうち、中学校卒業見込者についてのみ提出する。

なお、「調査書」の裏面に貼って提出すること。

エ 「受検上の配慮に関する申請書」（別記様式21、第9の1参照）

障害等（病気又は事故による負傷を含む。）により、学力検査及び面接等における配慮が必要な者について提出する。

(2) 出身中学校長は、「評定分布一覧表」（別記様式9、第4の2参照）を愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。

なお、提出の方法等については、別途通知する。

5 特別な事情のある入学志願者の出願

(1) 自己申告書

ア 「自己申告書A」（別記様式22）

中学校の第2学年、第3学年のいずれかの学年又は両方のそれぞれの学年における欠席日数が年間30日程度以上の入学志願者のうち、希望する者が提出する。ただし、「年間30日程度以上の欠席日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり、指導を受けたりした日数を含めることができる。

なお、(2)に示す長期欠席者等にかかる選抜方法の適用を申請する者は、必ず提出する。

イ 「自己申告書B」（別記様式23）

上記4の(1)エに定める「受検上の配慮に関する申請書」（別記様式21）を提出する入学志願者のうち、希望する者が提出する。

(2) 長期欠席者等にかかる選抜方法

ア この選抜方法の適用を申請することのできる者は、推薦選抜及び特別選抜に出願する入学志願者を除き、次の(ア)及び(イ)のいずれにも該当する者とする。

(ア) 中学校卒業見込者

(イ) やむを得ない事情により、第3学年における欠席等の日数が出席しなければならない日数の半分以上である者

ただし、「第3学年における欠席等の日数」には、生徒指導要録上は出席扱いとなっている保健室登校等の別室登校の日数や、適応指導教室等の学校外の施設で相談したり、指導を受けたりした日数を含めることとする。

イ 申請に当たっては、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 「長期欠席者等にかかる選抜申請書」(別記様式24)

(イ) 「自己申告書A」(別記様式22)

6 書類の提出期日

上記3及び4の書類の提出期日は、それぞれ次のとおりとする。(郵送による場合も、提出締切日時までに必着のこと。)

(1) 「入学願書」等

平成30年2月22日(木)及び同年2月23日(金)

受付は、2月22日(木)は9時から16時まで、2月23日(金)は9時から15時までとする。

(2) 「調査書」

平成30年2月22日(木)から同年2月27日(火)まで

受付は、土曜日、日曜日を除き、2月22日(木)及び2月26日(月)は9時から16時まで、2月23日(金)及び2月27日(火)は9時から15時までとする。

(3) 「評定分布一覧表」の提出期日については、別途通知する。

7 高等学校長の取るべき手続き

(1) 「入学願書」を受け付けた高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入し、これを入学志願者に交付する。

(2) 上記3(2)の中学校出身者以外の入学志願者については、高等学校長は、入学志願者から必要な書類の提出を求めて出願資格を確認するとともに、中学校出身者に準じた適宜の措置を取る。

出願資格その他について疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

(3) 高等学校長は、受け付けた「入学願書」(「志願変更願」及び「志望順位変更願」を含む。)の記載内容を、指定された方法により、愛知県教育委員会の電算機に登録する。なお、登録方法等については、別途通知する。

8 志願変更

(1) 入学志願者は、次に定めるところにより、既に出願した高等学校又は学科を1回に限り変更（以下「志願変更」という。）することができる。

ア 普通科間の志願変更においては、同一群内に限り認める。

イ 第1志望校、第2志望校のいずれか1校1学科に限り認める。

ウ 志願変更を行う場合は、志望順位の変更を認める。ただし、志望順位のみの変更はできない。

(2) 志願変更を認める期日は、次のとおりとする。

平成30年2月26日（月）及び同年2月27日（火）

受付は、2月26日（月）は9時から16時まで、2月27日（火）は9時から15時までとする。

(3) 志願変更にあたっての志願変更希望者及び高等学校長の取るべき手続き（志望順位の変更を希望しない場合）

ア 志願変更希望者は、「志願変更願」（別記様式10）に必要事項を記入し、出身中学校長を経てこれをさきに「入学願書」を提出した高等学校長に提出する。（郵送は認めない。甲・乙を切り離さないこと。）

その際、さきに交付された「受検票」をその高等学校長に返すこと。

なお、出身中学校長は、「志願変更願」のコピーを取ってこれを保管する。

イ 「志願変更願」を受け付けた高等学校長は、「志願変更願（甲）」を受理し、直ちに「志願変更願（乙）」の証明欄に記入・押印して、これをさきに受理した「入学願書（受検票・コース選択希望票を除く。）」の切り取り線の上部とともに志願変更希望者に渡す。切り取り線以下は高等学校で保管する。

その際、高等学校長はさきに受理した「自己申告書」を志願変更希望者に返すこと。

ウ 志願変更希望者は、受け取った「志願変更願（乙）」を、返還された「入学願書（受検票・コース選択希望票を除く。）」とともに志願変更希望先の高等学校長に提出する。また、「自己申告書」を提出する場合には、出身中学校長を経て提出する。（郵送は認めない。）

エ 「志願変更願（乙）」を受理した高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入してこれを志願変更者に交付する。

この場合の受検番号は、既に受理した「入学願書」の番号に続けること。

オ 「志願変更願（甲）」を受理した高等学校長は、さきに受理した志願変更者の「調査書」を次の日時までに、志願変更先の高等学校長に送付する。

平成30年3月2日（金）16時

カ 同一の高等学校内の学科間の志願変更の場合は、上記のアからオまでの各項に準じて、当該高等学校において処理する。

キ 上記の手続きはオの事項を除いて全て(2)に示す期日のうちに行う。

(4) 志望順位の変更を希望する志願変更希望者及び高等学校長の取るべき手続き

ア 志願変更希望者は、上記(3)のウの手続きの際に、「志望順位変更願」・「志望

順位変更願」(別記様式12)に必要な事項を記入し、出身中学校長の証明を受け、「ア」志望順位変更願」を「志願変更願(乙)」の所定箇所に貼る。

なお、出身中学校長は、「ア」志望順位変更願」と「イ」志望順位変更願」を切り離す前にコピーを取ってこれを保管する。

イ 志願変更希望者は、「入学願書」を提出した2校のうち、上記アの手続きをした高等学校のほかのもう一方の高等学校長に、「イ」志望順位変更願」を提出する。(郵送は認めない。)

ウ 「イ」志望順位変更願」を受理した高等学校長は、さきに受理した「入学願書」の所定箇所に「イ」志望順位変更願」を貼る。

エ その他の手続きは、上記(3)と同じ。

9 入学検定料の納付

(1) 入学志願者は、出願校1校ごとに、次に示す方法によって入学検定料を納付する。

ア 県立高等学校へ出願する場合

2,200円分の愛知県収入証紙を「入学願書」の所定箇所に貼る。

(備考)

- ・ 愛知県収入証紙は、収入印紙とは異なるから、注意すること。
- ・ 愛知県収入証紙は、県内に所在する県事務所のほか、県内の各警察署、各市役所及び町村役場又は名古屋市の各区役所等において購入できる。

イ 名古屋市立高等学校へ出願する場合

2,200円を「入学願書」に添えて納付する。

ウ 納付された検定料は還付しない。

(2) 志願変更にあたって、入学検定料を改めて納付することは要しない。

第3 推薦選抜への出願

1 出願資格

各高等学校・学科の推薦選抜に出願することのできる者は、次のとおりとする。

(1) 普通科については、志願先の高等学校の一般選抜に第1志望として出願する者のうち、次のアからウまでの全ての条件を満たし、出身中学校長の推薦を得た者とする。

ア 中学校卒業見込者であること。

ただし、学校教育法施行規則第95条第2号に該当する者(別記1参照)のうち、平成30年3月に修了する見込みの者を含む。

イ 普通科を志望する意志が強く、動機・理由が明白・適切であること。

ウ 人物及び学習成績が優れていること。

(2) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、体育、音楽、美術、外国語、国際教養に関する学科及び総合学科については、志願先の高等学校の一般選抜に第1志望として出願する者のうち、次のアからオまでの全ての条件を満たし、出身中学校長の推

薦を得た者とする。

ア 中学校卒業見込者であること。

ただし、学校教育法施行規則第95条第2号に該当する者（別記1参照）のうち、平成30年3月に修了する見込みの者を含む。

イ 当該学科を志望する動機・理由が明白・適切であること。

ウ 当該学科に対する適性及び興味・関心を有すること。

エ 人物及び学習成績が優れていること。

オ 体育に関する学科については、運動の分野において顕著な活躍をした者であること。

2 出身中学校長が推薦に当たって取るべき措置

(1) 推薦の厳正・公平、適切を期するため、推薦委員会を設ける。

(2) 推薦委員会は、推薦選抜志願者に関する事務を取り扱い、被推薦者の決定は校長が行う。

(3) 推薦委員会は、校長、教頭及びその他の教員をもって組織する。校長は、教頭及びその他の教員の中から適宜の人数の者を委員として選ぶ。

3 出願に要する書類

出身中学校長は、「第2 一般選抜への出願」の「3 入学志願者の取るべき手続き」及び「4 出身中学校長の取るべき手続き」に定める「入学願書」等の出願に必要な書類に加えて、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

(1) 「推薦書」（別記様式7）

(2) 「人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者」の選抜基準に該当することを証する書類

この選抜基準に該当する場合のみ提出する。（第8の3参照）

なお、「恵まれない環境」に該当する事由及びそれを証する書類は、別記6のとおりとする。

(3) 「農業経営状況調査書」（別記様式13）

農業科、農業科学科、生物生産科、食農サイエンス科、園芸科、施設園芸科、園芸科学科、園芸デザイン科、フラワーサイエンス科、動物科学科及び環境デザイン科の推薦選抜に出願する者のうち、人物が優れており、進路希望が明確で、将来、農業に関する職業に就く意志を有する場合のみ提出する。（第8の3(2)参照）

(4) 「水産業経営状況調査書」（別記様式14）

水産に関する学科の推薦選抜に出願する者のうち、人物が優れており、進路希望が明確で、将来、水産に関する職業に就く意志を有する場合のみ提出する。（第8の3(2)参照）

4 書類の提出期日

上記3の書類の提出期日は、それぞれ次のとおりとする。（郵送による場合も、提出締切日時までに必着のこと。）

(1) 「入学願書」、「推薦書」等

平成30年2月21日（水）及び同年2月23日（金）

受付は、2月21日（水）は9時から16時まで、2月23日（金）は9時から15時までとする。

(2) 「調査書」

平成30年2月21日（水）から同年2月27日（火）まで

受付は、土曜日、日曜日を除き、2月21日（水）、2月22日（木）及び2月26日（月）は9時から16時まで、2月23日（金）及び2月27日（火）は9時から15時までとする。

5 志願変更

推薦選抜に出願した入学志願者の志願変更については、次のとおりとする。

(1) 第1志望の高等学校又は学科を変更することはできない。

(2) 第2志望の高等学校又は学科を変更する場合は、「第2 一般選抜への出願」の「8 志願変更」に定めるところによる。ただし、志望順位を変更することはできない。

6 入学検定料の納付

推薦選抜への出願に当たって、入学検定料を重ねて納付することは要しない。

7 上記に掲げるもののほかは、「第2 一般選抜への出願」に準ずる。

第4 調査書等

1 「調査書」（別記様式6）

(1) 出身中学校長は、次の手順により作成する。

ア 校長、教頭及びその他の教員をもって進学指導委員会を組織し、その合議を経て厳正・公平に作成する。このため、校長は、教頭、主幹教諭、進路指導主事、学年主任、学級担任及びその他の教員の中から適宜の人数の者を委員として選ぶ。

なお、進学指導委員会は、作成された「調査書」について、合議の結果と対照して誤りのないことを確認する。

イ 「調査書」は、平成30年2月7日（水）以降現在で作成する。

ウ 過年度卒業生については、生徒指導要録の「指導に関する記録」の保存期間が経過した者は、「学籍に関する記録」に相当する内容（氏名、生年月日、性別、卒業年月等）のみ記入する（記入できない欄については、斜線を引くこと）。なお、平成9年3月以前に中学校を卒業した者の調査書の取り扱いは、(2)ウによるものとする。

(2) 所定の調査書を提出できない者の取り扱い

やむを得ない事情により、所定の調査書を提出できない者については、原則として次の書類をもってこれに代えることとする。

ア 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（中学校卒業程

度認定試験合格者)

文部科学省が発行する認定証明書及び調査書

イ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は平成30年3月に修了見込みの者（以下「海外現地校出身者」という。）

外国における最終学校（現地校等）の成績証明書又はこれに代わるもの

ウ 平成9年3月以前に中学校を卒業した者

卒業証明書

(3) その他

ア 高等学校長は、「調査書」に理解困難な事項があった場合には、出身中学校長に対してその事項についての説明を求めることができる。

イ 高等学校長は、「調査書」に甚だしい誤りのあることが判明した場合には、入学許可後においても、当該生徒の入学許可を取り消すことができる。

2 「評定分布一覧表」(別記様式9)

(1) 出身中学校長は、中学校卒業見込者のうち、特別支援学級の生徒で高等学校への入学を志願しない者を除き、「評定分布一覧表」を作成する。

(2) 中学校に分校が併置されている場合は、本校、分校別に作成する。

第5 学力検査

1 学力検査の実施

愛知県教育委員会において作成する問題によって、推薦選抜に出願した者を含む入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

2 学力検査の出題教科等

国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）とする。ただし、外国語（英語）は、聞き取り検査を含む。

学力検査は、中学校学習指導要領における各教科の目標に即し、基礎的・基本的な事項について出題する。その際、思考力、判断力、表現力等を適切に測ることができるよう配慮する。

3 学力検査の実施期日

Bグループ 平成30年3月8日（木）

Aグループ 平成30年3月12日（月）

4 学力検査場

「入学願書」を提出した高等学校とし、志願変更者にあつては志願変更先の高等学校（以下「出願先の高等学校」という。）とする。

ただし、特別な事情のある場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、上記以外の場所に検査場を設けることができる。

5 高等学校への学力検査問題用紙等の配付

このことについては、別途通知する。

6 学力検査の実施日程

学力検査の実施日程は、Aグループ、Bグループともに次のとおりとする。

集 合	8時30分	検査場入場・着席	12時55分
検査場入場	8時50分		
第1時限	国 語	第4時限	理 科
問題配付	9時00分	問題配付	13時00分
「解答始め」	9時10分	「解答始め」	13時05分
「解答やめ」	9時55分	「解答やめ」	13時50分
第2時限	数 学	第5時限	外国語（英語）
問題配付	10時10分	<聞き取り>	
「解答始め」	10時15分	問題配付	14時05分
「解答やめ」	11時00分	聞き取り検査開始	14時10分
第3時限	社 会	検査は、10分間程度で行う。	
問題配付	11時15分	（待機）	
「解答始め」	11時20分	<筆記>	
「解答やめ」	12時05分	問題配付	14時30分
昼 食	12時05分～12時55分	「解答始め」	14時35分
		「解答やめ」	15時15分

7 学力検査実施上の注意事項

- (1) 検査時間中、途中の退場は原則として認めない。
- (2) 「受検票」、用具（鉛筆、シャープペンシル、消しゴム、下敷き、鉛筆けずり用具、定規）及び時計以外のものは検査場に持ち込ませない。なお、用具はごく普通のものとし、賞品・景品の類は避ける。下敷きは無地のもの、定規は分度器の付いていないものに限る。
- (3) 学力検査の公正を乱すおそれがあるので、携帯電話等の情報通信機器、計算機能及び通信機能付きの時計の持ち込みは認めない。
- (4) 「受検票」は机上に提示させておく。

- (5) 問題用紙の表紙の注意事項については説明してもよいが、問題の内容については一切説明しない。
- (6) 検査場内の掲示物等はあらかじめ取り除いておく。
- (7) 遅刻した者に対しては、第1時限の問題用紙配付後30分以内の者に限り受検を許可する。この場合、第1時限は一般の受検者とは別の検査場で受検させ、第1時限の終了時刻は一般の者と同じとする。
- なお、高等学校長が急病又は交通事故等やむを得ない理由により遅刻したと認めた場合については、第9の3(8)に示すとおりとする。

8 学力検査の採点

- (1) 採点に関する事務取扱者
当該高等学校の教職員とする。
- (2) 採点の実施方法
- ア 同一問題について3人以上が目を通す。
- イ 最初の採点は赤色を用い、訂正する場合は青色を用いる。
- ウ その他採点については、別途指示する「学力検査の採点上の注意事項等」による。

9 受検辞退

受検を辞退する者は、辞退決定後速やかに、出身中学校長を経て、「受検辞退届」（別記様式26）を当該高等学校長に提出する。

第6 面 接

1 面接の実施

入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、推薦選抜の面接は、一般選抜のみに出願した者とは別に行う。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

2 面接の実施期日

Bグループ 平成30年3月9日（金）

Aグループ 平成30年3月13日（火）

ただし、特別な事情のある場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、上記の期日を変更することができる。

3 面接会場

出願先の高等学校とする。

ただし、特別な事情のある場合は、当該高等学校長は、愛知県教育委員会の承認を得て、上記以外の場所に面接会場を設けることができる。

4 その他

- (1) 教科の内容や入学志願者の思想、信条に触れることがないよう留意する。
- (2) 推薦選抜に出願した入学志願者に対しては、自己の特性などを1分間程度で答えさせる質問等を行う。
- (3) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者に対しては、個人面接を行う。
- (4) 上記(1)から(3)までを除き、面接の実施日程等、面接の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。
- (5) 高等学校長は、面接の実施日程等を記載した「面接実施計画書」を平成30年2月9日(金)までに、愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。なお、様式等については、別途通知する。

第7 特別検査

1 特別検査の実施

デザイン科、クリエイティブデザイン科、スポーツ科学科、音楽科及び美術科への入学を志願する者に対しては、「第5 学力検査」及び「第6 面接」のほかに特別検査を行う。

また、推薦選抜において国際英語科及び国際教養科への入学を志願する者に対しては、高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、特別検査を行うことができる。

2 特別検査の内容

(1) デザイン科及びクリエイティブデザイン科

一般選抜、推薦選抜ともに、次のア及びイ又はそのいずれかを行う。

ア 鉛筆による正確な描写

イ 紙を使った立体の構成

なお、一般選抜、推薦選抜ともに、同一の検査内容とする。

当該高等学校・学科において行う検査は、別記3のとおりとする。

(2) スポーツ科学科

一般選抜、推薦選抜ともに、器械運動、陸上競技、バスケットボール、ハンドボール、サッカー、バレーボール、ラグビー、ソフトボール、柔道及び剣道の中から、希望する1種目を選択させ、その実技を行う。希望する種目がない場合は、運動能力テスト(50メートル走、立ち幅とび及びハンドボール投げ)とする。

なお、一般選抜、推薦選抜ともに、同一の検査内容とする。

各種目の実技は、別記3のとおりとする。

(3) 音楽科

一般選抜、推薦選抜ともに、次のアからウまでを行う。

ア 専攻別検査

イ 聴音

- (ア) 旋律聴音
- (イ) 和声聴音（四声体による。）

ウ 新曲視唱

なお、専攻別検査は、別記3のとおりとする。

聴音及び新曲視唱については、一般選抜、推薦選抜ともに、同一の検査内容とする。

(4) 美術科

一般選抜、推薦選抜ともに、鉛筆デッサンを行う。

なお、一般選抜、推薦選抜ともに、同一の検査内容とする。

(5) 国際英語科及び国際教養科（実施する場合）

推薦選抜において、英語による問答を行う。

実施校等は、別記3のとおりとする。

3 特別検査の実施期日及び検査場

(1) 実施期日

ア デザイン科、クリエイティブデザイン科、スポーツ科学科、美術科、国際英語科及び国際教養科（国際英語科及び国際教養科は実施する場合のみ）

Bグループ 平成30年3月9日（金）

Aグループ 平成30年3月13日（火）

イ 音楽科

(ア) 専攻別検査

a ピアノ専攻志望者

Aグループ 平成30年3月2日（金）

Bグループ 平成30年3月3日（土）

b 声楽専攻志望者及び弦・管・打楽器専攻志望者

Bグループ 平成30年3月2日（金）

Aグループ 平成30年3月3日（土）

(イ) 聴音及び新曲視唱

Bグループ 平成30年3月9日（金）

Aグループ 平成30年3月13日（火）

(2) 検査場

出願先の高等学校とする。

4 その他

(1) 特別検査の実施日程等、検査の実施に関する必要な事項は、当該高等学校長が定める。

(2) 当該高等学校長は、特別検査の実施日程を平成30年2月9日（金）までに、面接の実施日程等（第6の4(5)）と併せて、愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。

第8 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

- (1) 高等学校長は、入学者の選抜に関する事務を円滑に行うため、入学者選抜委員会を設ける。
- (2) 入学者選抜委員会は、校長、教頭及びその他の教員をもって組織する。校長は、教頭、校務分掌における各部の主任、学科・教科の代表者及びその他の教員の中から学校の実情を勘案して10名以上の者を委員として選ぶ。

2 入学者の選抜及び合格者の決定

入学者の選抜は、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して各高等学校の入学者選抜委員会が行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

各高等学校における入学者の選抜及び合格者の決定は、次の手順により行う。

- (1) 推薦選抜における合格者を決定する。(後掲3参照)
- (2) 海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜の実施校にあっては、当該選抜における合格者を決定する。(Ⅱ 特別選抜 参照)
- (3) (1)及び(2)において合格とならなかった受検者を含めて、一般選抜における校内順位を決定する。(後掲4参照)
- (4) (1)及び(2)における合格者及び一般選抜における校内順位を、愛知県教育委員会の電算機に登録する。(後掲5参照)
- (5) 愛知県教育委員会が作成した合格候補者等名簿を基に、一般選抜における合格者を決定する。(後掲6及び7参照)

3 推薦選抜における合格者の決定

高等学校長は、次のとおり推薦選抜における合格者を決定する。

(1) 普通科

ア 推薦選抜における合否の判定は、出身中学校長から提出された「推薦書」、「調査書」、その他必要な書類の内容及び面接等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。その際、学力検査の成績は用いない。

- ㉞ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者
- ㉟ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者
- ㊱ 人物が優れており、「調査書」の「学習の記録」が優秀で、学習活動において他の模範となる者

なお、選抜基準㉞による選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履

修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

イ 合格者数は次のとおりとする。

選抜基準㉗、㉘及び㉙に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の10%程度から15%程度とする。

ただし、選抜基準㉚に該当する合格者数は、選抜基準㉗及び㉙に該当する合格者数の合計の50%以下とし、選抜基準㉘に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(2) 農業、工業、商業、水産、家庭、看護、福祉、理数、体育、外国語、国際教養に関する学科及び総合学科

ア 推薦選抜における合否の判定は、出身中学校長から提出された「推薦書」、「調査書」、その他必要な書類の内容及び面接等の結果を資料として、次のいずれかの選抜基準に基づき、総合的に行う。その際、学力検査の成績は用いない。

なお、特別検査を実施する学科にあつては、その結果も資料に加える。

㉗ 人物が優れており、運動、文化、芸術、奉仕活動等の諸活動（特別活動及び総合的な学習の時間における活動を含む。）のいずれかにおいて優れた能力・適性及び実績等を有する者

㉘ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

㉙ 人物が優れており、「調査書」の「学習の記録」が優秀で、学習活動において他の模範となる者

㉚ 農業、工業、商業、水産、家庭、看護及び福祉に関する学科においては、人物が優れており、進路希望が明確で、将来、当該学科に関する職業に就く意志を有する者

ただし、看護に関する学科については、将来、看護師の資格を取得する意志を有する者、また、福祉に関する学科については、将来、介護福祉士等の社会福祉に関する資格を取得する意志を有する者を含む。

なお、選抜基準㉚による選抜を実施するかどうかは、高等学校長が決定する。

また、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

イ 合格者数は次のとおりとする。

選抜基準㉗、㉘、㉙及び㉚に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

ただし、選抜基準㉘に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

(3) 音楽及び美術に関する学科

ア 推薦選抜における合否の判定は、出身中学校長から提出された「推薦書」、「調査書」、その他必要な書類の内容、面接及び特別検査等の結果を資料として、次のい

れかの選抜基準に基づき、総合的に行う。その際、学力検査の成績は用いない。

㉗ 人物が優れており、当該学科の分野で優れた能力・適性及び実績等を有する者

㉘ 人物が優れており、恵まれない環境を克服し、向学心に富み、生活態度が他の模範となる者

なお、高等学校長は、合否の判定に当たって、当該高等学校・学科の教育課程を履修する学力を有するか否かの観点に立った適切な基準を設けることとする。

イ 合格者数は次のとおりとする。

選抜基準㉗及び㉘に該当する合格者数の合計は、当該高等学校・学科の募集人員の30%程度から45%程度とする。

ただし、選抜基準㉘に該当する合格者数は、当該高等学校・学科の募集人員のおおむね5%とする。

4 一般選抜における校内順位の設定

高等学校長は、推薦選抜等（海外帰国生徒にかかる入学者選抜並びに外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜を含む。以下同じ。）において合格とならなかった受検者を含めて、次の方法により、一般選抜における校内順位を設定する。

(1) 受検者を次の手順により、「A」及び「B」に分ける。

ア 評定得点及び学力検査合計得点を、次のとおりとする。

(ア) 評定得点は、「調査書」の「学習の記録」の評定合計（最高45）を2倍した数値とし、その最高を90点とする。（傾斜配点を行う場合を除く。）

ただし、スポーツ科学科、音楽科、美術科、国際英語科及び国際教養科については、次のとおり傾斜配点を行う。

スポーツ科学科については保健体育の評定を1.5倍、音楽科については音楽の評定を1.5倍、美術科については美術の評定を1.5倍、国際英語科及び国際教養科については外国語の評定を1.5倍する。

(イ) 学力検査合計得点は、学力検査を実施する5教科の得点の合計点とする。5教科の配点はそれぞれ22点とし、学力検査合計得点の最高を110点とする。（傾斜配点を行う場合を除く。）

ただし、国際英語科及び国際教養科については傾斜配点を行い、外国語（英語）の配点及び得点を1.2倍する。

イ 評定得点及び学力検査合計得点による分布表を作成する。

ウ 評定得点の累積人数及び学力検査合計得点の累積人数がともに各高等学校の定める基準人数内にある者について、その他の入学者選抜の資料を総合的に判断した上で、この者を「A」とする。

なお、基準人数は、各高等学校・学科の募集人員から推薦選抜及び特別選抜（連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜を含む。以下同じ。）の合格者数を減じた人数を原則とする。

エ 上記「A」に属さない全ての受検者を「B」とする。

(2) 一般選抜における校内順位の決定は、「A」、「B」の順序で、次の資料により、総合的に行う。その際、次のアからエまでのうち、特にアの「調査書」の記載事項を十分に尊重する。

ア 「調査書」の記載事項

(ア) 「学習の記録」

(イ) 「総合的な学習の時間の記録」、「特別活動の記録」、「特別活動以外の諸活動の記録及び特技」、「行動の記録」及び「その他の特記事項」

(ウ) その他の記載事項

イ 学力検査の成績

ウ 面接等の結果

エ その他の資料

(ア) デザイン科、クリエイティブデザイン科、音楽科及び美術科における特別検査の結果

(イ) スポーツ科学科における特別検査の結果及び「スポーツ庁制定新体力テスト記録」

(ウ) 自己申告書の記載内容（提出者のみ）

ただし、「B」における順位の決定については、各高等学校があらかじめ選択した次のⅠ、Ⅱ、Ⅲのいずれかの方式（別記4参照）によって得られた数値を基礎資料とした上で、これと上記の資料により、総合的に行う。

Ⅰ （評定得点）＋（学力検査合計得点）

Ⅱ {（評定得点）×1.5}＋（学力検査合計得点）

Ⅲ （評定得点）＋{（学力検査合計得点）×1.5}

なお、一般選抜における校内順位の決定に当たっては、更に次の①から③までに留意する。

① 当該高等学校の推薦選抜等において合格とならなかった者と、一般選抜のみに出願した者との間に、取り扱い上の差を設けない。

② 当該高等学校を第1志望とした者と、第2志望とした者との間に、取り扱い上の差を設けない。

③ 志願変更をした者と、しない者との間に、取り扱い上の差を設けない。

(3) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い

高等学校長は、長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者について、出身中学校長から提出された「調査書」の記載事項、その他の提出書類並びに学力検査の成績及び面接等の結果を資料として総合的に判断し、一般選抜における校内順位を決定する。

ただし、「調査書」の「学習の記録」については、長期欠席者等の事情に配慮しつつ、参考として取り扱う。

5 校内順位等の登録

高等学校長は、当該高等学校・学科の推薦選抜等における合格者及び一般選抜における校内順位を、指定された方法により、愛知県教育委員会の電算機に登録する。なお、登録方法等については、別途通知する。

6 合格候補者等名簿

(1) 一般選抜における合格候補者の決定

愛知県教育委員会は、登録された各高等学校・学科の受検者の一般選抜における校内順位に基づき、一般選抜の合格候補者を次のように決定する。

受検者の一般選抜における校内順位が、第1志望校、第2志望校とも募集人員から推薦選抜及び特別選抜の合格者数を減じた人数内にあるときは、第1志望校の合格候補者とする。これに伴い、第2志望校においては、第1志望校の合格候補者となった受検者に相当する数を、当該校を志望校とした受検者の中から繰り上げて合格候補者とする。

(2) 合格候補者等名簿の作成と配付

愛知県教育委員会は、各高等学校・学科における推薦選抜等の合格者及び一般選抜の合格候補者を記載した合格候補者等名簿を作成し、各高等学校に配付する。なお、配付の日時等については、別途通知する。

7 一般選抜における合格者の決定

高等学校長は、愛知県教育委員会が作成・配付した合格候補者等名簿を基に、一般選抜における合格者を決定する。

8 合格者の発表

高等学校長は、次の日時に合格者（「本校に合格」、「相手校に合格」の別が分かるもの）を発表し、出身中学校長を通じて受検者本人に通知する。

平成30年3月19日（月）10時

9 合格辞退

合格者のうち当該高等学校の合格を辞退する者は、出身中学校長を経て、「合格辞退届」（別記様式26）を、次の日時までに、当該高等学校長に提出する。

平成30年3月20日（火）11時

10 入学の手続き

合格者は、平成30年3月26日（月）までに、高等学校長が指示する入学の手続きを行う。

第9 障害、病気及び事故にかかる特別措置

1 障害等のある入学志願者に対する受検上の配慮

高等学校長は、障害等（病気又は事故による負傷を含む。）のある入学志願者について、出身中学校長から提出された「受検上の配慮に関する申請書」（別記様式21）に基づき、愛知県教育委員会高等学校教育課長と協議のうえ、学力検査及び面接等において、受検上の配慮をすることができる。

なお、出身中学校長は、やむを得ない場合を除いて、入学願書受付締切日までに、上記申請書を当該高等学校長に提出する。

2 保健室又は病院における受検

高等学校長は、入学志願者が病気又は事故による負傷のため、学力検査及び面接当日に指定された場所で受検できない場合には、特別検査を除き、保健室又は病院において受検させることができる。

ただし、病院において受検させる場合は、原則として医師の診断により保健室において受検ができないと認められ、かつ、受検の場所として病院内で個室が確保される場合に限る。また、実施方法等について愛知県教育委員会高等学校教育課長と協議する。

なお、出身中学校長は、病院における受検が必要な場合は、やむを得ない場合を除いて、入学願書受付締切日までに、保護者及び出身中学校長連署による申請書（適宜の様式）並びに医師の診断書を当該高等学校長に提出する。

3 追検査

高等学校長は、学力検査当日、入学志願者が急病又は交通事故等やむを得ない理由により受検できなくなったと認めた場合には、追検査を受検させることができる。ただし、受検中の急病等による場合は、既に受検した教科及び受検中の教科を除く。また、高等学校長が上記の理由により遅刻したと認めた場合については、(8)に示すとおりとする。

追検査については、次のとおりとする。

(1) 実施期日

Bグループ 平成30年3月10日（土）

Aグループ 平成30年3月14日（水）

(2) 検査場

出願先の高等学校とする。ただし、保健室又は病院において受検させる場合については、上記2に示すとおりとする。

(3) 出題教科等及び実施日程

第5の2及び6に示すとおりとする。

(4) 受検の手続き

ア 追検査を希望する者は、「追検査願書」（別記様式8）及び既に受領した受検票に、医師の診断書等の追検査を受ける理由を証明するものを添え、次の日時までに、出身

中学校長を経て、当該高等学校長に提出する。

Bグループ 平成30年3月8日(木) 17時

Aグループ 平成30年3月12日(月) 17時

イ 高等学校長は、上記アの書類を受け、その理由を正当と認めた場合には、受検票に追検査を認める旨を記入して渡す。

(5) 高等学校への追検査問題用紙等の配付

このことについては、別途通知する。

(6) 追検査受検者の面接及び特別検査

ア 面接の実施期日は、原則として上記(1)と同じとする。

イ 特別検査の実施期日は、音楽科の専攻別検査を除き、原則として次のとおりとする。

Bグループ 平成30年3月9日(金)

Aグループ 平成30年3月13日(火)

上記ア及びイのほかは、第6及び第7に示すとおりとする。

(7) 追検査受検者の取り扱い

追検査の成績を含め全ての点について、一般の受検者と同等に取り扱う。

(8) 高等学校長が急病又は交通事故等やむを得ない理由により遅刻したと認めた場合は、次のとおりとする。

ア 第1時限の検査開始時刻から15分以内の遅刻者については、第1時限のみ一般の受検者とは別の検査場で、遅れた時間だけ終了時刻を遅らせて受検させる。

イ 上記ア以外の遅刻者については、第2時限以降は検査開始時刻に間に合った教科のみ受検させ、受検できなかった教科は追検査を受検させる。

(9) 追検査について疑問がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

第10 入学志願者数等の報告

1 入学志願者数等の当日の報告

高等学校長は、次の各報告を、それぞれ示された日時に、愛知県教育委員会高等学校教育課長に行く。なお、詳細については、別途通知する。

(1) 入学願書受付締切後の入学志願者数の報告

平成30年2月23日(金) 15時30分から16時まで

(2) 志願変更後の入学志願者数の報告

平成30年2月27日(火) 15時30分から16時まで

(3) 学力検査日の欠席者数等の報告

Bグループ 平成30年3月8日(木) 9時30分から10時まで

Aグループ 平成30年3月12日(月) 9時30分から10時まで

(4) 追検査願書受付締切後の希望者数の報告(追検査を実施する場合のみ)

Bグループ 平成30年3月8日(木) 17時から17時30分まで

Aグループ 平成30年3月12日(月) 17時から17時30分まで

(5) 合格者決定後の欠員数の報告

平成30年3月19日（月）10時30分から11時まで

(6) 合格辞退者数の報告

平成30年3月20日（火）11時から11時30分まで

2 実施結果等の報告

高等学校長は、平成30年3月30日（金）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。なお、様式等については、別途通知する。

Ⅱ 特 別 選 抜

第 1 海外帰国生徒にかかる入学者選抜

愛知県立中村高等学校普通科、愛知県立豊田西高等学校普通科、愛知県立刈谷北高等学校普通科、愛知県立豊橋東高等学校普通科、名古屋市立名東高等学校国際英語科及び愛知県立千種高等学校国際教養科において、各高等学校・学科の募集人員の一部を定員として、海外帰国生徒にかかる入学者選抜（以下「海外帰国生徒選抜」という。）を実施する。

定員は、普通科は当該高等学校・学科の募集人員の10%程度まで、専門学科は当該高等学校・学科の募集人員の30%程度までとする。

1 出 願

(1) 出願資格

海外帰国生徒選抜に出願することのできる者は、「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第 2 一般選抜への出願」の「1 出願資格」に示す(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ、次のア及びイのいずれにも該当する者とする。

ア 保護者とともに県内に住所を有する者又は後掲 7 に示す愛知県教育委員会教育長が出願を承認した者

イ 次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する者

(ア) 原則として継続して 2 年以上海外に保護者とともに在住していた者であること。

(イ) (ア)の在住期間中、学校教育法施行規則第95条第 1 号又は第 2 号に規定する学校教育を修めた者であること。

(ウ) 平成28年 3 月 1 日以後に海外から帰国した者であること。

(2) 出願についての制限

ア 海外帰国生徒選抜に出願する高等学校・学科を第 1 志望として、一般選抜にも出願するものとする。

イ 「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第 2 一般選抜への出願」の「2 出願についての制限」に定めるところにより、一般選抜において第 2 志望校へ出願することができる。

ウ 海外帰国生徒選抜と推薦選抜を併願することはできない。

(3) 出願に要する書類

ア 出願に当たっては、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 「入学願書」(別記様式 1)

(イ) 「調査書」(別記様式 6)

ただし、海外現地校出身者にあつては、「調査書」に代えて、外国における最終学校(現地校等)の成績証明書又はこれに代わるものを提出する。

(ウ) 「海外帰国生徒にかかる入学者選抜申請書」(別記様式 16)

(エ) 原則として継続して 2 年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する

書類（適宜の様式）

保護者の勤務先の所属長等の証明又はこれに代わるもので、入学志願者及び保護者の在住期間を明示したものとする。

(オ) 「海外帰国生徒の帰国に関する申立書」（別記様式17）

入学志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合のみ提出する。

(カ) 「身元引受承諾書」（別記様式18）

入学志願者のみ帰国する場合に提出する。

(キ) 「海外帰国生徒にかかる入学者選抜出願承認書」（以下「承認書」という。）

後掲7に示す愛知県教育委員会教育長の承認を必要とする者のみ提出する。

(ク) 自己申告書（Ⅰの第2の5(1)参照）

該当する入学志願者のうち、希望する者のみ提出する。

(ケ) その他、当該高等学校長の定める書類

イ 出身中学校長は、「評定分布一覧表」（別記様式9）を愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出する。

(4) 書類の提出期日

上記(3)の書類の提出期日は、それぞれ次のとおりとする。（郵送による場合も、提出締切日時までに必着のこと。）

ア 「入学願書」等

平成30年2月21日（水）及び同年2月23日（金）

受付は、2月21日（水）は9時から16時まで、2月23日（金）は9時から15時までとする。

イ 「調査書」

平成30年2月21日（水）から同年2月27日（火）まで

受付は、土曜日、日曜日を除き、2月21日（水）、2月22日（木）及び2月26日（月）は9時から16時まで、2月23日（金）及び2月27日（火）は9時から15時までとする。

ウ 「評定分布一覧表」の提出期日については、別途通知する。

(5) 「受検票」の交付

「入学願書」を受け付けた高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入し、これを入学志願者に交付する。

(6) 海外帰国生徒選抜に出願した高等学校・学科を変更することはできない。

なお、一般選抜において第2志望校へ出願し、第2志望の高等学校又は学科を変更する場合は、「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「8 志願変更」に定めるところによる。ただし、志望順位を変更することはできない。

(7) 入学検定料の納付

入学志願者は、「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「9 入学検定料の納付」に定める入学検定料を納付する。

ただし、第1志望校としての一般選抜への出願に当たって、入学検定料を重ねて納付

することは要しない。

2 学力検査

- (1) 愛知県教育委員会において作成する問題によって、入学志願者全員に対し、学力検査を行う。
- (2) 学力検査の出題教科、問題、実施期日及び日程は、一般選抜と同じとする。(Iの第5参照)
- (3) 学力検査場は、出願先の高等学校とする。

3 面接

- (1) 入学志願者全員に対し、面接を行う。
なお、海外帰国生徒選抜の面接は、他の選抜の受検者とは別に行う。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。
- (2) 面接の実施期日は、一般選抜と同じとする。(Iの第6の2参照)
- (3) 面接会場は、出願先の高等学校とする。
- (4) 面接の実施日程等、面接の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。

4 入学者の選抜及び合格者の決定

- (1) 入学者の選抜は、「調査書」等提出された書類の内容並びに学力検査のうち国語、数学及び外国語(英語)の成績並びに面接等の結果を資料として行う。
- (2) 合否の判定に際して、高等学校長は、海外帰国生徒の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

5 海外帰国生徒選抜において合格とならなかった受検者の取り扱い

高等学校長は、海外帰国生徒選抜において合格とならなかった受検者を一般選抜の対象とし、一般選抜における校内順位を決定する。(Iの第8の2及び4参照)

6 合格者の発表

一般選抜及び推薦選抜と同じとする。(Iの第8の8参照)

7 出願資格に関する愛知県教育委員会教育長の承認

- (1) 承認を必要とする者

次のアからウまでのいずれかに該当する入学志願者は、海外帰国生徒選抜への出願に先立って、愛知県教育委員会教育長の承認を受けなければならない。

ア 保護者が県内に居住し、本人は県外又は海外に在住している者で、入学日までに県内に住所を移し、保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者

イ 保護者の転勤、転住等のために、入学日までに県外又は海外から県内に住所を移し、

保護者とともに引き続き県内に住所を定める見込みの者

ウ 保護者が海外に引き続き在住するため、本人のみ帰国し、身元引受人とともに県内に居住する者

(2) 承認を必要とする者の取るべき手続き

承認を必要とする者は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に次の書類を提出する。
なお、郵送による提出は認めない。

ア 出身中学校等の校長が発行する入学志願の理由証明書（適宜の様式）

上記(1)のア又はイに該当する者のみ提出する。

なお、予定住所、移動理由、移動予定日を記載すること。

イ 「海外帰国生徒にかかる入学者選抜申請書」（別記様式16）

ウ 原則として継続して2年以上海外に保護者とともに在住していたことを証明する書類（適宜の様式）

保護者の勤務先の所属長等の証明又はこれに代わるもので、入学志願者及び保護者の在住期間を明示したものとする。

エ 「海外帰国生徒の帰国に関する申立書」（別記様式17）

入学志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合のみ提出する。

オ 「身元引受承諾書」（別記様式18）

上記(1)のウに該当する者のみ提出する。

(3) 書類の受付及び「承認書」の交付

書類の受付及び「承認書」の交付は、平成30年1月23日（火）から同年2月23日（金）までの間に、愛知県教育委員会高等学校教育課において行う。その際、保護者又は身元引受人の印鑑を持参すること。

なお、交付された「承認書」を「入学願書」に添えて、志願先の高等学校長に提出すること。

8 その他

出願資格に違反し、又は必要書類の重要事項に事実と反する記載があることが判明した場合には、高等学校長は、入学許可後においても、当該生徒の入学許可を取り消すことができる。

9 上記に掲げるもののほかは、「I 一般選抜及び推薦選抜」に準ずる。

第2 外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜

愛知県立名古屋南高等学校普通科、愛知県立小牧高等学校普通科、愛知県立東浦高等学校普通科、愛知県立衣台高等学校普通科、愛知県立安城南高等学校普通科、愛知県立豊橋西高等学校普通科、愛知県立豊田工業高等学校工業科、愛知県立豊川工業高等学校工業科及び愛知県立中川商業高等学校商業科において、各高等学校・学科の募集人員の一部を定員として、外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜（以下「外国人生徒等選抜」という。）を実施する。

定員は、若干名とする。

1 出 願

(1) 出願資格

外国人生徒等選抜に出願することのできる者は、「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「1 出願資格」に示す出願資格を有し、かつ、次のア及びイのいずれにも該当する者とする。

ア 外国籍を有する者又は保護者が中国等引揚者である者など特別な事情があると認められる者

なお、引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等で、その後永住の目的をもって帰国した者をいう。

イ 小学校第4学年以上の学年に編入学した者又は第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者

(2) 出願についての制限

ア 外国人生徒等選抜に出願する高等学校・学科を第1志望として、一般選抜にも出願するものとする。

イ 「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「2 出願についての制限」に定めるところにより、一般選抜において第2志望校へ出願することができる。

ウ 外国人生徒等選抜と推薦選抜を併願することはできない。

(3) 出願に要する書類

ア 出願に当たっては、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

(ア) 「入学願書」(別記様式1)

(イ) 「調査書」(別記様式6)

(ウ) 「外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜申請書」(別記様式19)

(エ) 住民票又は権限ある機関が発行した外国籍を有することを証明する書類
外国籍を有する者のみ提出する。

(オ) 自己申告書 (Iの第2の5(1)参照)

該当する入学志願者のうち、希望する者のみ提出する。

(カ) その他、当該高等学校長の定める書類

イ 出身中学校長は、「評定分布一覧表」(別記様式9)を愛知県教育委員会高等学校教

育課長に提出する。

(4) 書類の提出期日

上記(3)の書類の提出期日は、それぞれ次のとおりとする。(郵送による場合も、提出締切日時までに必着のこと。)

ア 「入学願書」等

平成30年2月21日(水)及び同年2月23日(金)

受付は、2月21日(水)は9時から16時まで、2月23日(金)は9時から15時までとする。

イ 「調査書」

平成30年2月21日(水)から同年2月27日(火)まで

受付は、土曜日、日曜日を除き、2月21日(水)、2月22日(木)及び2月26日(月)は9時から16時まで、2月23日(金)及び2月27日(火)は9時から15時までとする。

ウ 「評定分布一覧表」の提出期日については、別途通知する。

(5) 「受検票」の交付

「入学願書」を受け付けた高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入し、これを入学志願者に交付する。

(6) 外国人生徒等選抜に出願した高等学校・学科を変更することはできない。

なお、一般選抜において第2志望校へ出願し、第2志望の高等学校又は学科を変更する場合は、「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「8 志願変更」に定めるところによる。ただし、志望順位を変更することはできない。

(7) 入学検定料の納付

入学志願者は、「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「9 入学検定料の納付」に定める入学検定料を納付する。

ただし、第1志望校としての一般選抜への出願に当たって、入学検定料を重ねて納付することは要しない。

2 学力検査

(1) 愛知県教育委員会において作成する問題によって、入学志願者全員に対し、学力検査を行う。

(2) 外国人生徒等選抜の学力検査については、国語、数学及び外国語(英語)の基礎的な内容とし、一般選抜の学力検査とは別に行う。

なお、問題の漢字にはルビを付し、外国語(英語)の聞き取り検査は行わない。

(3) 外国人生徒等選抜の学力検査の実施期日は、次のとおりとする。

Bグループ 平成30年3月9日(金)

Aグループ 平成30年3月13日(火)

(4) 学力検査場は、出願先の高等学校とする。

(5) 高等学校への外国人生徒等選抜の学力検査問題用紙の配付については、別途通知する。

(6) 外国人生徒等選抜の学力検査の実施日程は、Aグループ、Bグループともに次のとおりとする。

集 合	8時30分
検査場入場	8時50分
問題配付	9時00分
「解答始め」	9時10分
「解答やめ」	9時55分

(7) 外国人生徒等選抜の学力検査における障害、病気及び事故にかかる特別措置については、「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第9 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の1及び2に準じて行う。

なお、外国人生徒等選抜の学力検査については、追検査は行わない。

3 面 接

(1) 入学志願者全員に対し、面接を行う。

なお、外国人生徒等選抜の面接は、個人面接とする。ただし、一般選抜の面接を兼ねることとする。

(2) 面接の実施期日は、上記2の(3)と同じとし、外国人生徒等選抜の学力検査の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

(3) 面接会場は、出願先の高等学校とする。

(4) 面接の実施日程等、面接の実施に関する必要な事項は、高等学校長が定める。

4 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜は、「調査書」等提出された書類の内容、外国人生徒等選抜の学力検査の成績及び面接等の結果を資料として行う。

(2) 合否の判定に際して、高等学校長は、外国人生徒及び中国帰国生徒等の事情に配慮しつつ、総合的に判断し、合格者を決定する。

5 外国人生徒等選抜において合格とならなかった受検者の取り扱い

高等学校長は、外国人生徒等選抜において合格とならなかった受検者を一般選抜の対象とし、一般選抜における校内順位を決定する。(Iの第8の2及び4参照)

6 合格者の発表

一般選抜及び推薦選抜と同じとする。(Iの第8の8参照)

7 そ の 他

出願資格に違反し、又は必要書類の重要事項に事実と反する記載があることが判明した場合には、高等学校長は、入学許可後においても、当該生徒の入学許可を取り消すことができる。

8 上記に掲げるもののほかは、「I 一般選抜及び推薦選抜」に準ずる。

第3 連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜

愛知県立新城東高等学校作手校舎人と自然科、愛知県立田口高等学校普通科及び林業科において、連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜（以下「連携型選抜」という。）を実施する。

1 出 願

(1) 出願資格

連携型選抜に出願することのできる者は、次のア、イのいずれかに該当する者とする。

ア 愛知県立新城東高等学校作手校舎人と自然科においては、新城市立作手中学校に在籍し、平成30年3月に新城市立作手中学校を卒業見込みの者

イ 愛知県立田口高等学校普通科及び林業科においては、設楽町立設楽中学校、設楽町立津具中学校、東栄町立東栄中学校、豊根村立豊根中学校（以下「連携中学校」という。）のいずれかに在籍し、平成30年3月に連携中学校を卒業見込みの者

(2) 出願に要する書類

出願に当たっては、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

ア 「入学願書」（別記様式2）

イ 「連携型中高一貫教育校にかかる入学者選抜 志望理由書」（以下「志望理由書」という。別記様式20）

ウ 中高連携のもとに行われる学習のまとめ（以下「学習のまとめ」という。）様式は、当該高等学校長が定める実施要項による。

エ 自己申告書（Ⅰの第2の5(1)参照）

該当する入学志願者のうち、希望する者のみ提出する。

(3) 書類の提出期日

上記(2)の書類の提出期日は、次のとおりとする。

平成30年2月14日（水）及び同年2月15日（木）（郵送は認めない。）

受付は、2月14日（水）は9時から16時まで、2月15日（木）は9時から15時までとする。

(4) 「受検票」の交付

「入学願書」を受け付けた高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入し、これを入学志願者に交付する。

(5) 入学検定料の納付

入学志願者は、「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「9 入学検定料の納付」に定める入学検定料を納付する。

2 面接等

(1) 入学志願者全員に対し、面接及び「学習のまとめ」の発表を行う。

(2) 面接及び「学習のまとめ」の発表は、次の期日に出願先の高等学校において行う。

平成30年2月19日（月）

- (3) 面接及び「学習のまとめ」の発表の時間は、受検者一人当たり合わせて15分程度とする。
- (4) 面接の際の質問事項は、「志望理由書」及び「学習のまとめ」に関すること、本人の志望の動機、興味、関心、進路、趣味、特技などとし、教科の内容や思想、信条に触れることがないように留意する。

3 入学者の選抜及び合格者の決定

- (1) 入学者の選抜は、提出された書類の内容及び面接等の結果を資料として行う。
- (2) 合否の判定に際して、高等学校長は、連携型中高一貫教育の趣旨を踏まえて総合的に判断し、合格者を決定する。

4 合格者の発表

高等学校長は、次の日時に合格者を発表し、出身中学校長を通じて受検者本人に通知する。

平成30年2月20日（火）10時

5 入学志願者数、合格者数等の報告

高等学校長は、次の各報告を、愛知県教育委員会高等学校教育課長に行う。なお、詳細については、別途通知する。

- (1) 入学志願者数の報告
- (2) 合格者数等の報告

6 その他

- (1) 連携型選抜の合格者は、平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜における一般選抜、推薦選抜、海外帰国生徒選抜及び外国人生徒等選抜に出願することはできない。
- (2) 追検査は行わない。
- (3) 合格者のうち合格を辞退する者は、辞退決定後速やかに、出身中学校長を経て、「合格辞退届」（別記様式26）を、当該高等学校長に提出する。

7 上記に掲げるもののほかは、「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」に準ずる。

Ⅲ 第 2 次 選 抜

「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第 8 入学者の選抜」に定める合格者の決定の結果、合格者が募集人員に満たない高等学校・学科においては、次により、第 2 次選抜を実施する。

なお、第 2 次選抜を実施する高等学校・学科及び第 2 次選抜募集人員の発表は、平成30年 3 月 19 日（月）に行う。

第 1 出 願

1 出願資格

平成30年度入学者選抜において、愛知県内の国公立のいずれかの高等学校を受検し、いずれの高等学校にも合格しなかった者

2 出願についての制限

入学志願者は、「愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」及び「名古屋市立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則」の定めるところ（別記 2 参照）により、群及びグループにかかわらず、学区内の高等学校のうち、1 校 1 学科に限り出願することができる。

3 出願に要する書類

出願に当たっては、「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第 2 一般選抜への出願」の 3 及び 4 に準じて、「入学願書」（別記様式 3）等、必要な書類を志願先の高等学校長に提出する。

4 書類の提出日時

上記 3 の書類の提出日時は、次のとおりとする。

平成30年 3 月 22 日（木） 9 時から 15 時まで（郵送は認めない。）

5 受検票の交付

「入学願書」を受け付けた高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入し、これを入学志願者に交付する。

6 志願変更

(1) 入学志願者は、1 回に限り志願変更することができる。ただし、普通科間の志願変更においては、同一学区内に限り認める。

(2) 志願変更を認める日時は、次のとおりとする。

平成30年 3 月 23 日（金） 9 時から 15 時まで

(3) 志願変更にあたっての志願変更希望者及び高等学校長の取るべき手続きは、

「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「8 志願変更」に準じて行う。

- (4) 「志願変更願（甲）」（別記様式11）を受理した高等学校長は、さきに受理した志願変更者の「調査書」を次の日時までに、志願変更先の高等学校長に送付する。

平成30年3月26日（月）12時

7 入学検定料の納付

入学志願者は、「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の「9 入学検定料の納付」に定める入学検定料を納付する。

第2 入学検査

1 入学検査の実施及び出題教科等

- (1) 入学志願者全員に対し、作文、学力検査Ⅰ、学力検査Ⅱ及び面接を行う。
- (2) 学力検査Ⅰは、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とする。ただし、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。また、学力検査Ⅱは、社会及び理科の基礎的な内容とする。
- (3) デザイン科、クリエイティブデザイン科、スポーツ科学科、音楽科及び美術科への入学を志願する者に対しては、上記のほかに特別検査を行う。

2 入学検査の実施期日

平成30年3月26日（月）

3 入学検査場

出願先の高等学校とする。

4 高等学校への入学検査問題用紙の配付

このことについては、別途通知する。

5 入学検査の実施日程

入学検査の実施日程は、次のとおりとする。

なお、面接、特別検査（デザイン科、クリエイティブデザイン科、スポーツ科学科、音楽科及び美術科のみ）は、学力検査Ⅱの終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

集 合 8時30分

検査場入場 8時50分

第1時限	作文	第3時限	学力検査Ⅱ
問題配付	9時00分	問題配付	11時10分
「解答始め」	9時10分	「解答始め」	11時15分
「解答やめ」	9時50分	「解答やめ」	11時45分
第2時限	学力検査Ⅰ		
問題配付	10時05分		
「解答始め」	10時10分		
「解答やめ」	10時55分		

第3 入学者の選抜及び合格者の決定

1 入学者の選抜は、次の資料により行う。その際、次の(1)から(5)までのうち、特に(1)の「調査書」の記載事項を十分に尊重する。

- (1) 「調査書」の記載事項
- (2) 作文の結果
- (3) 学力検査Ⅰ及び学力検査Ⅱの成績
- (4) 面接等の結果
- (5) その他の資料

なお、作文の配点は20点、学力検査Ⅰの配点は30点、学力検査Ⅱの配点は20点とする。

2 合否の判定に際して、高等学校長は、総合的に判断し、合格者を決定する。

第4 合格者の発表

平成30年3月27日（火）10時

第5 入学志願者数等の報告

1 入学志願者数等の当日の報告

高等学校長は、次の各報告を、それぞれ示された日時に、愛知県教育委員会高等学校教育課長に行う。なお、詳細については、別途通知する。

- (1) 入学願書受付締切後の入学志願者数の報告
平成30年3月22日（木）15時から15時30分まで
- (2) 志願変更後の入学志願者数の報告
平成30年3月23日（金）15時から15時30分まで
- (3) 入学検査日の欠席者数等の報告
平成30年3月26日（月）9時30分から10時まで
- (4) 合格者決定後の欠員数の報告
平成30年3月27日（火）10時から10時30分まで

[H30]

2 実施結果等の報告

高等学校長は、平成30年4月6日（金）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。なお、様式等については、別途通知する。

第6 その他

- 1 障害、病気及び事故にかかる特別措置については、「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第9 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の1及び2に準じて行う。ただし、病院受検は認めない。

なお、追検査は行わない。

- 2 上記に掲げるもののほかは、「I 一般選抜及び推薦選抜」に準ずる。

IV そ の 他

第1 県外からの出願

1 出願についての制限

県外からの入学志願者は、自己の居住する都道府県の公立高等学校と本県の公立高等学校全日制課程に、併せて出願することはできない。

2 出願に要する書類

出願に当たっては、「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第2 一般選抜への出願」の3及び4並びに「第3 推薦選抜への出願」の3に定める「入学願書」等の出願に必要な書類に加えて、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

(1) 「併願しないことの証明書」(別記様式27)

出身中学校長が作成する。

(2) 愛知県公立高等学校入学志願の理由証明書(適宜の様式)

予定住所、移動理由、移動予定日を記載し、出身中学校長が作成する。

(3) 「海外帰国生徒の帰国に関する申立書」(別記様式17)

入学志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合のみ提出する。

(4) 「身元引受承諾書」(別記様式18)

入学志願者のみ帰国する場合に提出する。

なお、「入学願書」(別記様式1)については、コピーを2部取った上で、第1志望校用と第2志望校用を切り離すこと。コピーは1部を中学校において保管し、1部を愛知県教育委員会高等学校教育課長に提出すること。

第2 その他の事項

1 衛生看護科

愛知県立桃陵高等学校衛生看護科及び愛知県立宝陵高等学校衛生看護科への出願に当たっては、全日制課程3年及びそれぞれの高等学校の専攻科2年において一貫した看護教育を行い、看護師を養成する学科であることに留意すること。なお、専攻科の入学選抜は実施しない。

2 出願に要する諸用紙

(1) 「入学願書」、「調査書」、「推薦書」及び「志望順位変更願」の用紙は、愛知県教育委員会において作成し、県内公立中学校長へは教育事務所又は所管の教育委員会を通じて、また、高等学校長へは直接、それぞれ必要枚数を配付する。

(2) 「入学願書」、「調査書」、「推薦書」及び「志望順位変更願」以外の必要書類の用紙は、それぞれの様式に従って出身中学校長が作成する。(47ページの記載内容を参照のこと。)

- (3) 「入学願書」等の用紙は、県内公立中学校出身者には出身中学校長から、また、その他の中学校出身者等には愛知県教育委員会高等学校教育課から、それぞれ交付する。

なお、郵便によってこれらを請求する場合は、返信用切手を貼り、宛先、郵便番号を明記した返信用封筒を同封すること。

3 コース設置校における所属コースの決定等

- (1) コース設置校においては、第1学年又は第2学年よりコースを実施する。(別記5参照)

- (2) 推薦選抜及び特別選抜における合否の判定並びに一般選抜における校内順位の決定に際して、どのコースを希望しても取り扱い上の差を設けない。

- (3) 合格者の決定後、第1学年からコースを実施する高等学校・学科にあつては、当該高等学校長は、合格者のコース選択の希望状況等を踏まえて、速やかに合格者の所属コースを決定する。

合格者の所属コースについては、当該高等学校長が、合格者発表日に、合格者の発表と併せて、出身中学校長を通じて受検者本人に通知する。

- (4) 第2学年からコースを実施する高等学校・学科にあつては、入学後に所属コースを決定する。

4 「東海地震に関連する情報」が発表された場合等の措置

「東海地震に関連する情報」が発表された場合及び「警戒宣言」が発令された場合の措置については、別記9のとおりとする。

定 時 制 課 程

定時制課程の全ての高等学校・学科において、入学者選抜を前期選抜及び後期選抜の2回に分けて実施する。

第 1 募集人員

各高等学校の学科ごとの募集人員は、別途通知する。

第 2 出 願

1 出願資格

各高等学校・学科に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)に該当する者とする。

- (1) 中学校卒業生
- (2) 中学校卒業見込者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者（別記1参照）

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、平成30年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

- (4) 原則として県内に住所又は勤務地を有する者

2 出願についての制限

- (1) 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、1校1学科に限り出願することができる。
- (2) 前期選抜は、全日制課程一般選抜、推薦選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜及び通信制課程前期選抜と併願することはできない。

3 入学志願者の取るべき手続き

- (1) 中学校出身者の取るべき手続き

入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、次の書類を出身中学校長に提出する。

ア 「入学願書」（別記様式4）

イ 自己申告書（全日制課程 I の第2の5(1)参照）

該当する入学志願者のうち、希望する者のみ提出する。

ただし、長期欠席者等にかかる選抜方法（全日制課程 I の第2の5(2)参照）の適用を申請する者は、「自己申告書A」を必ず提出する。

ウ 「長期欠席者等にかかる選抜申請書」（別記様式24）

長期欠席者等にかかる選抜方法（全日制課程 I の第2の5(2)参照）の適用を申請する者のみ提出する。

エ 「外国人生徒等にかかる受検上の配慮に関する申請書」（前期選抜のみ、別記様式25）

第6に示す外国人生徒等にかかる受検上の配慮を申請する者のみ提出する。

(2) 中学校出身者以外の入学志願者の取るべき手続き

全日制課程と同じとする。（全日制課程 I の第2の3(2)参照）

4 出身中学校長の取るべき手続き

出身中学校長は、次の書類を志願先の高等学校長に提出する。

(1) 入学志願者から提出された「入学願書」（別記様式4）等の出願に必要な書類

(2) 「調査書」（別記様式6、全日制課程 I の第4の1参照）

(3) 「受検上の配慮に関する申請書」（別記様式21、全日制課程 I の第9の1参照）

障害等（病気又は事故による負傷を含む。）により、入学検査における配慮が必要な者について提出する。

5 書類の提出期日

上記3及び4の書類の提出期日は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 前期選抜

平成30年2月27日（火）及び同年2月28日（水）

受付は、2月27日（火）は9時から16時まで、2月28日（水）は10時から15時までとする。

(2) 後期選抜

平成30年3月20日（火）及び同年3月22日（木）

受付は、3月20日（火）は9時から16時まで、3月22日（木）は10時から15時までとする。

6 高等学校長の取るべき手続き

(1) 「入学願書」を受け付けた高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入し、これを入学志願者に交付する。

(2) 上記3(2)の中学校出身者以外の入学志願者については、高等学校長は、入学志願者から必要な書類の提出を求めて出願資格を確認するとともに、中学校出身者に準じた適宜の措置を取る。

出願資格その他について疑義がある場合は、愛知県教育委員会高等学校教育課長に問い合わせる。

7 志願変更

(1) 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、定時制課程において1回に限り志願変更することができる。

(2) 志願変更を認める日時は、次のとおりとする。

ア 前期選抜

平成30年3月2日（金）9時から15時まで

イ 後期選抜

平成30年3月23日（金）9時から15時まで

(3) 志願変更にあたっての志願変更希望者及び高等学校長の取るべき手続き

ア 志願変更希望者は、「志願変更願」（別記様式11）に必要事項を記入し、出身中学校長を経てこれをさきに「入学願書」を提出した高等学校長に提出する。（郵送は認めない。甲・乙を切り離さないこと。）

その際、さきに交付された「受検票」をその高等学校長に返すこと。

イ 「志願変更願」を受け付けた高等学校長は、「志願変更願（甲）」を受理し、直ちに「志願変更願（乙）」の証明欄に記入・押印して、これをさきに受理した「入学願書（受検票を除く。）」の切り取り線の上部とともに志願変更希望者に渡す。切り取り線以下は高等学校で保管する。

その際、高等学校長はさきに受理した「自己申告書」を志願変更希望者に返すこと。

ウ 志願変更希望者は、受け取った「志願変更願（乙）」を、返還された「入学願書（受検票を除く。）」とともに志願変更希望先の高等学校長に提出する。また、「自己申告書」を提出する場合には、出身中学校長を経て提出する。（郵送は認めない。）

エ 「志願変更願（乙）」を受理した高等学校長は、「受検票」に必要事項を記入してこれを志願変更者に交付する。

この場合の受検番号は、既に受理した「入学願書」の番号に続けること。

オ 「志願変更願（甲）」を受理した高等学校長は、さきに受理した志願変更者の「調査書」を次の日時までに、志願変更先の高等学校長に送付する。

(7) 前期選抜

平成30年3月6日（火）12時

(4) 後期選抜

平成30年3月26日（月）12時

カ 同一の高等学校内の学科間の志願変更の場合は、上記のアからオまでの各項に準じて、当該高等学校において処理する。

キ 上記の手続きはオの事項を除いて全て(2)に示す日時に行う。

ク 遠隔地等のため、「志願変更願」に出身中学校長印が取りがたい場合は、雇用主の責任で変更することができる。なお、この場合、後日、出身中学校長印を取ることにする。

8 入学検定料の納付

(1) 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、次に示す方法によって入学検定料を納付する。

ア 県立高等学校へ出願する場合

950円分の愛知県収入証紙を「入学願書」の所定箇所に貼る。

イ 名古屋市立高等学校及び豊橋市立高等学校へ出願する場合
950円を「入学願書」に添えて納付する。

ウ 納付された検定料は還付しない。

(2) 県立高等学校と市立高等学校の間の志願変更に当たっては、入学検定料を改めて納付する。

第3 調査書等

1 「調査書」(別記様式6)

全日制課程と同じとする。(全日制課程 Iの第4の1参照)

2 「評定分布一覧表」

提出を必要としない。

第4 入学検査

1 入学検査の実施

(1) 前期選抜及び後期選抜の入学志願者全員に対し、作文及び面接を行う。

ただし、高等学校長が必要と認めた場合は、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて基礎学力検査を行い、その成績を合否判定の資料に加えることができる。

(2) 基礎学力検査は、国語、数学及び外国語(英語)の基礎的な内容とする。

(3) 高等学校・学科ごとの基礎学力検査の実施の有無については、別記7のとおりとする。

2 入学検査の実施期日

(1) 前期選抜

平成30年3月7日(水)

(2) 後期選抜

平成30年3月26日(月)

3 入学検査場

出願先の高等学校とする。

4 高等学校への入学検査問題用紙の配付

このことについては、別途通知する。

5 入学検査の実施日程

前期選抜及び後期選抜の入学検査の実施日程は、次のとおりとする。

なお、面接は、作文等の終了後に、高等学校長の定める日程に従って行う。

集 合 8時30分

検査場入場 8時50分

(1) 基礎学力検査を実施しない場合

第1時限 作文

問題配付 9時00分

「解答始め」 9時10分

「解答やめ」 9時50分

(2) 基礎学力検査を実施する場合

第1時限 作文

問題配付 9時00分

「解答始め」 9時10分

「解答やめ」 9時50分

第2時限 基礎学力検査

問題配付 10時05分

「解答始め」 10時10分

「解答やめ」 10時55分

- 6 上記に掲げるもののほかは、「全日制課程」の「Ⅰ 一般選抜及び推薦選抜」の「第5 学力検査」及び「第6 面接」に準じて行う。

第5 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

全日制課程に準じ、学校の実情に応じた人数の者を委員とする。(全日制課程 Ⅰの第8の1参照)

2 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、高等学校教育を受けるに足る資質と能力を判定して各高等学校の入学者選抜委員会が行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

(2) 入学者の選抜は、次の資料により行う。その際、次のアからオまでのうち、特にアの「調査書」の記載事項を十分に尊重する。

ア 「調査書」の記載事項

イ 作文の結果

ウ 面接等の結果

エ 基礎学力検査の成績（実施する高等学校のみ）

オ 自己申告書の記載内容（提出者のみ）

なお、作文の配点は20点とする。基礎学力検査を実施する場合、その配点は30点とする。

(3) 可否の判定に際して、高等学校長は、総合的に判断し、合格者を決定する。

(4) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い

全日制課程に準ずる。(全日制課程 Ⅰの第8の4(3)参照)

3 合格者の発表

高等学校長は、次の日時に合格者を発表する。

(1) 前期選抜

平成30年3月9日（金）15時

(2) 後期選抜

平成30年3月27日（火）10時

4 その他

前期選抜の合格者は、平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜における定時制課程後期選抜及び通信制課程後期選抜に出願することはできない。

第6 外国人生徒等にかかる受検上の配慮

1 高等学校長は、前期選抜において、出身中学校長等から「外国人生徒等にかかる受検上の配慮に関する申請書」（別記様式25）が提出された入学志願者について、次の措置を取る。

(1) 基礎学力検査については、漢字にルビを付した問題によって行う。

(2) 面接については、外国人生徒等の事情に配慮しつつ、個人面接を行う。

2 上記申請書を提出することのできる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。

(1) 外国籍を有する者又は保護者が外国籍を有するなど特別な事情があると認められる者

(2) 小学校第4学年以上の学年に編入学した者若しくは第3学年以下の学年に編入学し、特別な事情があると認められる者又は入国後の在日期間が6年以内の者

第7 入学志願者数等の報告

1 入学志願者数等の当日の報告

高等学校長は、次の各報告を、それぞれ示された日時に、愛知県教育委員会高等学校教育課長に行う。なお、詳細については、別途通知する。

(1) 入学願書受付締切後の入学志願者数の報告

ア 前期選抜

平成30年2月28日（水）15時30分から15時45分まで

イ 後期選抜

平成30年3月22日（木）15時30分から15時45分まで

(2) 志願変更後の入学志願者数の報告

ア 前期選抜

平成30年3月2日（金）15時30分から15時45分まで

イ 後期選抜

平成30年3月23日（金）15時30分から15時45分まで

(3) 入学検査日の欠席者数等の報告

ア 前期選抜

平成30年3月7日（水）10時から10時30分まで

イ 後期選抜

平成30年3月26日（月）10時から10時30分まで

(4) 合格者決定後の合格者数の報告

ア 前期選抜

平成30年3月9日（金）15時から15時30分まで

イ 後期選抜

平成30年3月27日（火）10時から10時30分まで

2 実施結果等の報告

高等学校長は、平成30年4月6日（金）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。なお、様式等については、別途通知する。

第8 県外からの出願**1 出願についての制限**

県外からの入学志願者は、自己の居住する都道府県の公立高等学校と本県の公立高等学校定時制課程前期選抜に、併せて出願することはできない。

2 出願に要する書類

出願に当たっては、「第2 出願」の3及び4に定める「入学願書」等の出願に必要な書類に加えて、愛知県公立高等学校入学志願の理由証明書（適宜の様式により予定住所、移動理由、移動予定日を記載し、出身中学校長が作成する。）を志願先の高等学校長に提出する。

第9 その他の事項**1 出願に要する諸用紙**

全日制課程に準ずる。（全日制課程 IVの第2の2参照）

2 障害、病気及び事故にかかる特別措置

「全日制課程」における「I 一般選抜及び推薦選抜」の「第9 障害、病気及び事故にかかる特別措置」の1及び2に準じて行う。ただし、2の「保護者」については、「保護者又は雇用主」とする。

3 「東海地震に関連する情報」が発表された場合等の措置

「東海地震に関連する情報」が発表された場合及び「警戒宣言」が発令された場合の措置については、別記9のとおりとする。

通 信 制 課 程

通信制課程の全ての高等学校・学科において、入学者選抜を前期選抜及び後期選抜の2回に分けて実施する。

第 1 募集人員

各高等学校・学科の募集人員は、別途通知する。

第 2 出 願

1 出願資格

各高等学校・学科に出願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)又は(5)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校卒業生
- (2) 中学校卒業見込者
- (3) 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者（別記1参照）

ただし、同条第1号又は第2号に該当する者については、平成30年3月に修了する見込みの者を含むものとする。

- (4) 原則として県内に住所又は勤務地を有する者
- (5) 特別の事由により本県の通信教育を受けることが適当であると認められた者

2 出願についての制限

- (1) 入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、1校1学科に限り出願することができる。
- (2) 前期選抜は、全日制課程一般選抜、推薦選抜、海外帰国生徒選抜、外国人生徒等選抜及び定時制課程前期選抜と併願することはできない。

3 出願に要する書類

入学志願者は、前期選抜、後期選抜のそれぞれについて、志願先の高等学校長から「入学願書」（別記様式5）の交付を受け、必要事項を記入した上で、次の書類を添えて志願先の高等学校長に提出する。

- (1) 「調査書」（別記様式6、全日制課程 I の第4の1参照）
- (2) 「受検上の配慮に関する申請書」（別記様式21、全日制課程 I の第9の1参照）
障害等（病気又は事故による負傷を含む。）により、作文、面接における配慮が必要な者について提出する。（作文、面接を実施する場合のみ）

- (3) 自己申告書（全日制課程 I の第2の5(1)参照）

該当する入学志願者のうち、希望する者のみ提出する。

ただし、長期欠席者等にかかる選抜方法（全日制課程 I の第2の5(2)参照）の適用を申請する者は、「自己申告書A」を必ず提出する。

(4) 「長期欠席者等にかかる選抜申請書」(別記様式24)

長期欠席者等にかかる選抜方法(全日制課程 Iの第2の5(2)参照)の適用を申請する者のみ提出する。

(5) 「出願資格確認書」

中学校出身者以外で該当する入学志願者のみ提出する。(全日制課程 Iの第2の3(2)参照)

(6) 返信用封筒(82円切手を貼ったもの)1通及び250円分の切手

82円切手を貼った封筒は、出身中学校長宛に郵送するものであるから、その宛先、郵便番号を明記すること。

なお、郵便料金の変更がある場合は、志願先の高等学校に問い合わせること。

4 書類の提出期間

上記3の書類の提出期間は、次のとおりとする。(郵送による場合も、提出締切日時までに必着のこと。)

(1) 前期選抜

平成30年2月23日(金)から同年2月26日(月)まで

受付は、土曜日、日曜日を含み、毎日9時から16時までとする。

(2) 後期選抜

平成30年3月22日(木)から同年3月28日(水)まで

受付は、土曜日、日曜日を除く、毎日9時から16時までとする。

5 入学検定料

納付を必要としない。

第3 調査書等

1 「調査書」(別記様式6)

全日制課程と同じとする。(全日制課程 Iの第4の1参照)

2 「評定分布一覧表」

提出を必要としない。

第4 学力検査

学力検査は行わない。

第5 入学者の選抜

1 入学者選抜委員会

全日制課程に準じ、学校の実情に応じた人数の者を委員とする。(全日制課程 Iの第8の1参照)

2 入学者の選抜及び合格者の決定

(1) 入学者の選抜は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、各高等学校の入学者選抜委員会が「調査書」、自己申告書（提出者のみ）等の審査により行い、合格者の決定は、高等学校長が行う。

(2) 高等学校長は、合否判定のための十分な資料を得るため、愛知県教育委員会に届け出て、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、作文及び面接又はそのいずれかを行うことができる。

高等学校ごとの実施の有無については、別記7のとおりとする。

また、作文及び面接又はそのいずれかを行う場合の期日は、次のとおりとする。

ア 前期選抜

平成30年3月4日（日）

イ 後期選抜

平成30年3月29日（木）

なお、作文及び面接又はそのいずれかを行う場合は、前期選抜、後期選抜のそれぞれにおいて、出願の際に、作文、面接に関する必要事項について、入学志願者に指示する。

(3) 長期欠席者等にかかる選抜方法の適用者の取り扱い

全日制課程に準ずる。（全日制課程 I の第8の4(3)参照）

3 合格者の発表

高等学校長は、次の期日に合格者を発表する。

(1) 前期選抜

平成30年3月7日（水）

(2) 後期選抜

平成30年3月31日（土）

なお、受検者本人及びその出身中学校長への通知をもって発表に代える。

4 その他

前期選抜の合格者は、平成30年度愛知県公立高等学校入学者選抜における定時制課程後期選抜及び通信制課程後期選抜に出願することはできない。

第6 実施結果等の報告

高等学校長は、平成30年4月19日（木）までに、実施結果等を愛知県教育委員会高等学校教育課長に報告する。なお、様式等については、別途通知する。

第7 「東海地震に関連する情報」が発表された場合等の措置

「東海地震に関連する情報」が発表された場合及び「警戒宣言」が発令された場合の措置については、別記9のとおりとする。